

オホーツクブランド認証制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、オホーツク地域の産業振興の一環として、地域資源を活用した経済の活性化を図るため、オホーツク地域で生産されている優れた加工食品に、オホーツクブランドとして認証する「オホーツクブランド認証制度」(以下「認証制度」という。)について、必要な事項を定め、オホーツク地域の特産品を地域ブランドとして育て、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(オホーツクブランド推進委員会の設置)

第2条 オホーツクブランドのレベルアップ方策、市場調査の結果を踏まえブランドコンセプトの決定、及び認証基準の確立、「プレミアム認証商品」のブランド力強化・販路拡大方策を図るため、オホーツクブランド推進委員会(以下、推進委員会という)を設置する。

- 2 推進委員会は理事長の指名をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。
- 4 推進委員会の運営については、別に定める。
- 5 委員長は、必要があると認められるときは、委員を構成員とするワーキンググループを設置することができる。

(オホーツクブランド認証審査会の設置)

第3条 オホーツクブランド認証商品の特性に応じた販路開拓に関する事項、認証基準による「チャレンジ製品」の決定、市場調査の結果による「プレミアム認証商品」の決定、並びにオホーツクブランドのレベルアップを図るため、オホーツクブランド認証審査会(以下、認証審査会という。)を設置する。

- 2 認証審査会は推進委員会の互選をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。
- 4 認証審査会の運営については、別に定める。

(認証基準)

第4条 オホーツクブランドの認証にあたっては、オホーツク総合振興局管内に深く関わる商品であることに加え、次の各号を認証基準とする。

- 2 原則としてオホーツク総合振興局管内に本社若しくは製造拠点を立地し安定的に製造される製品とする。

- 3 製品の特徴を反映させるために使用する「主たる原材料」に、オホーツク総合振興局管内で生産される農畜水産物を使用した製品、またはオホーツク総合振興局管内の地域産業資源を活かし経済の活性化に期待できる製品であること。なお、地域産業資源の名称及び地域産業資源に係る地域は別に定めるものとする。
- 4 オホーツク管内に本社若しくは製造拠点を立地する製造者が自主的に開発した製品を、管外で製造する場合、その理由を付して申請を行うことができる。
- 5 関係法令や安心・安全に関する基準を満たし、PL法対象製品についてはPL保険に加入していること。

(認証申請・認証決定等)

- 第5条 オホーツクブランド認証（以下「認証」という。）を受けようとする事業者は、オホーツクブランド認証申請書（別紙様式1）により事務局に申請するものとする。
- 2 前項の申請は、認証を受けようとする商品を添付して行うものとする。
 - 3 第1項に規定する申請が行われた場合は、認証審査会において、認証基準と照合・審査し、「チャレンジ製品」として決定する。
 - 4 「チャレンジ製品」は、首都圏等の市場調査を経て、評価された商品に限り「プレミアム認証商品」として決定する。
 - 5 オホーツクブランド推進委員会委員長（以下「委員長」という。）は前項の規定により認証を決定したときは、当該申請者に対して認証書を交付するものとする。なお、認められない場合はその理由書を通知する。

(認証マークの表示)

- 第6条 第4条の規定により認証を受けた商品の事業者は、別に定めるオホーツクブランド認証マークを当該商品の容器または包装シール添付または印刷表示することができる。
- 2 前項のマークのシール添付または印刷表示に要する費用は、認証事業者の負担とする。
 - 3 平成27年3月以前にオホーツクブランド認証を受けた商品は、当該認証の有効期間の満了する日迄、オホーツクブランド認証マークを当該商品の容器または包装シール添付または印刷表示することができる。

(認証の有効期間及び更新)

- 第7条 第5条第4項または第5項の規定による認証の有効期間は、認証の日から4年間とする。

- 2 プレミアム認証の更新を受けようとする認証事業者は、当該認証の有効期間の満了する日の3ヶ月前までに、オホーツクブランド認証更新申請書（別紙様式2）により委員長に申請し委員会の再審査を受けるものとする。
- 3 委員長は委員会による再審査で前項の申請を適当と認められたときは、認証を更新するとともに、当該申請者に対して認証書を交付するものとする。
- 4 前項の規定により更新される認証の有効期間は、第1項に規定する認証の有効期間の満了する日の翌日から4年間とする。

（認証内容の変更）

第8条 認証事業者は、次の各号に該当するときは、速やかに、当該交付認証書を添付して、オホーツクブランド認証書事項変更届出書（以下「届出書」という。）（別紙様式3）を委員長に提出するものとする。

- (1) 認証事業者の氏名又は名称若しくは代表者を変更したとき。
 - (2) 認証商品の名称を変更したとき。
 - (3) 認証商品の製造を廃止し、又は中止したとき。
 - (4) 認証商品の包装又は容器に係るデザインを著しく変更したとき。
 - (5) その他申請書記載事項等に変更が生じたとき。
- 2 委員長は、前項の届出書が提出されたときは、オホーツクブランド推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を求め、認証変更の可否を決定し、オホーツクブランド認証書事項変更承認通知書（別紙様式5）により当該事業者に通知するものとする。
 - 3 委員長は、認証内容の変更を認めた場合は、認証書を交付するものとする。
 - 4 第2項の規定により認証変更を受けた認証商品の有効期間は、変更前の認証期間の残期間とする。

（点検及び指示）

第9条 委員会は、この事業の適正な運用を図るため、委員長の指示で認証したオホーツクブランド認証書記載事項に関する点検を行うことができる。

- 2 認証事業者は、前項の規定に基づいて委員会が行う点検に協力するとともに、その指示に従うものとする。

（事故等への対応）

第10条 認証制度は、事業者の意志による申請を前提に、自主申告・自主管理を原則とすることから、認証した商品に問題が生じた場合の責任は、事業者自身に帰属するもの

であり、認証商品の流通や販売、認証商品の消費や使用において事故等が発生したときは、一切の責任を負うこと。

- 2 認証事業者は、前項に定める事故等が発生したときには事務局に速やかに連絡すること。なお、事務局の指示があったときは、その報告書を提出すること。
- 3 事務局が認証商品の苦情等を受け付けたときは、認証事業者に対し速やかにその内容を連絡する。認証事業者はこれに誠意をもって対応し、その状況を報告すること。
- 4 委員長は事故等の内容を一般に広く知らせる必要があると認めるときは、公益財団法人オホーツク地域振興機構のホームページでその内容を公表する。
- 5 委員長は前項の公表により、認証事業者及びその取引先において、経済的な損害その他不測の事態が発生した場合でも一切の責任及び負担を負わないものとする。

(認証の取消し)

第 11 条 委員長は、製造事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該商品に対する認証を取り消すことができる。

- (1) 認証の取り消しの届け出があったとき
 - (2) 認証マークを不適正に使用したとき
 - (3) その他認証を取り消すべき重大な事由が生じたとき
- 2 委員長は、この要綱に重大な違反をして認証を受け、またはオホーツクブランドに対する信頼を失墜させる行為を行った者がある場合、直ちに当該者の受けた認証商品の取り消しを行い、再度の認証申請も拒否することができる。
 - 3 委員長は、第 1 項の規定に基づき認証を取り消した場合は、認証事業者にその旨通知するものとする。
 - 4 第 1 項第 1 号の認証の取り消し届け出は、オホーツクブランド認証取消届出書（別紙様式 4 号）により行うものとする。

(補足)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は委員長が定める。

(オホーツクブランド認証制度要綱第4条第3項)

北海道が認定したオホーツク総合振興局管内の地域産業資源

名 称	地域産業資源に係る地域
アスパラ	オホーツク総合振興局管内
小豆	オホーツク総合振興局管内
いなきび	オホーツク総合振興局管内
大麦	オホーツク総合振興局管内
かぼちゃ	オホーツク総合振興局管内
小麦	オホーツク総合振興局管内
しそ	オホーツク総合振興局管内
スイートコーン	オホーツク総合振興局管内
そば	オホーツク総合振興局管内
大豆	オホーツク総合振興局管内
てん菜	オホーツク総合振興局管内
ハマナス	オホーツク総合振興局管内
馬鈴しょ	オホーツク総合振興局管内
タマネギ	北見市、網走市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町
ゴボウ	北見市、網走市、小清水町、斜里町、清里町、大空町
コメ	北見市、美幌町、訓子府町、津別町、大空町
長いも	網走市、小清水町、斜里町、清里町、大空町

名 称	地域産業資源に係る地域
ハーブ	北見市、遠軽町、滝上町
ハッカ	北見市、遠軽町、滝上町
メロン	北見市、訓子府町
ヤーコン	置戸町、北見市
サクランボ	北見市、網走市
山ワサビ	北見市、網走市
産業用大麻、亜麻	北見市
白花豆	北見市
チコリ	北見市
ハバネロ	北見市
ぶどう	北見市
紫花豆	北見市
ニンニク	北見市
リンゴ	北見市
イチゴ	網走市
マタタビ	網走市
行者菜	網走市
ゴボウ	美幌町
長いも	美幌町

名 称	地域産業資源に係る地域
ホオズキ	美幌町
枝豆	遠軽町
じゅんさい	遠軽町
エゾシカ	オホーツク総合振興局管内
牛乳	オホーツク総合振興局管内
肉用牛	オホーツク総合振興局管内
ハチミツ	オホーツク総合振興局管内
豚	オホーツク総合振興局管内
オホーツクはまなす牛	紋別市、滝上町
エミュー	網走市
オホーツクあばしり和牛	網走市
赤豚	斜里町
エゾマツ	オホーツク総合振興局管内
カラマツ	オホーツク総合振興局管内
トドマツ	オホーツク総合振興局管内
紋別地域のエゾマツ	紋別市、興部町、西興部村
紋別地域のカラマツ	紋別市、興部町、西興部村
紋別地域のトドマツ	紋別市、興部町、西興部村
網走産漆	網走市

名 称	地域産業資源に係る地域
美幌町の FSC 認証林	美幌町
置戸町の SGEC 認証林	置戸町
サケ	北見市、網走市、紋別市、小清水町、斜里町、佐呂間町、湧別町、興部町、雄武町
ホタテガイ	北見市、網走市、紋別市、小清水町、斜里町、佐呂間町、湧別町、興部町、雄武町
ホッケ	北見市、網走市、紋別市、小清水町、斜里町、佐呂間町、湧別町、興部町、雄武町
マス	北見市、網走市、紋別市、小清水町、斜里町、佐呂間町、湧別町、興部町、雄武町
カニ	北見市、網走市、紋別市、小清水町、斜里町、佐呂間町、湧別町、興部町、雄武町
カキ	北見市、佐呂間町、湧別町
シジミ	網走市、大空町
シラウオ	網走市、大空町
ワカサギ	網走市、大空町
アブラガニ	網走市
カラフトマス	網走市
キンキ	網走市
クジラ	網走市
スケトウダラ	網走市
北海エビ	網走市
キンキ	斜里町

名 称	地域産業資源に係る地域
鮭児	斜里町
ヤマベ	遠軽町
メジカ	雄武町
雄宝（サケ）	雄武町
ウッドクラフト	オホーツク総合振興局管内
オニオンタッパー	オホーツク総合振興局管内
オホーツクの間伐材	オホーツク総合振興局管内
オホーツクの焼酎	オホーツク総合振興局管内
オホーツクの日本酒	オホーツク総合振興局管内
オホーツクの地ビール	オホーツク総合振興局管内
チーズ	オホーツク総合振興局管内
農水産業機械	オホーツク総合振興局管内
BDF	オホーツク総合振興局管内
木質バイオマス	オホーツク総合振興局管内
経木（きょうぎ）	北見市、津別町、遠軽町
オホーツクサーモンの山漬け	網走市、小清水町、斜里町
オホーツク北見塩やきそば	北見市
オホーツクビール	北見市

名 称	地域産業資源に係る地域
オホーツク流水焼き	北見市
北見の焼肉	北見市
牛尿バイオ活性液	北見市
魚卵加工品	北見市
スケトウダラ加工品	北見市
しばれ焼き	北見市
リサイクル無機水銀	北見市
オホーツク干貝柱塩ラーメン	北見市
網走モヨロ鍋	網走市
オホーツク網走ザンギ井	網走市
魚醤油	網走市
黒糖	網走市
魚肉すり身	網走市
発泡酒	網走市
オホーツク紋別ホワイトカレー	紋別市
魚肉すり身	紋別市
米菓子	美幌町
美幌豚バーガー	美幌町

名 称	地域産業資源に係る地域
おかず味噌	美幌町
木工工作キット	津別町
飲用酢	清里町
馬鈴しょコナフブキでん粉	清里町
オホーツクの塩	湧別町
オホーツク木のプラザ	オホーツク総合振興局管内
オホーツクの流氷	北見市、網走市、紋別市、斜里町、小清水町、佐呂間町、湧別町、興部町、雄武町
網走国定公園	網走市、大空町、斜里町、小清水町、佐呂間町、北見市、湧別町
サロマ湖	北見市、佐呂間町、湧別町
貝塚	北見市、網走市
網走湖	網走市、大空町
網走湖畔温泉郷	網走市、大空町
斜里岳	清里町、斜里町
渚滑川	紋別市、滝上町
世界自然遺産 知床	斜里町、羅臼町
濤沸湖	網走市、小清水町
おんね湯温泉	北見市
網走市の流氷観光砕氷船	網走市

名 称	地域産業資源に係る地域
網走市の流氷観光列車	網走市
大曲湖畔園地	網走市
能取岬	網走市
能取湖のさんご草繁茂地	網走市
フラワーガーデン「はな・てんと」	網走市
流氷硝子館	網走市
名勝天都山	網走市
クリオネ	網走市
旧上藻別駅通所	紋別市
紋別市の流氷砕氷船	紋別市
美幌温泉	美幌町
美幌峠	美幌町
みどりの村	美幌町
遠軽町の黒曜石	遠軽町
太陽の丘えんがる公園	遠軽町
森林鉄道蒸気機関車「雨宮 21 号」	遠軽町
岩尾別温泉	斜里町
ウトロ温泉	斜里町

名 称	地域産業資源に係る地域
オシンコシンの滝	斜里町
オロンコ岩	斜里町
カムイワッカ湯の滝	斜里町
知床五湖	斜里町
知床峠	斜里町
遠音別川	斜里町
プユニ岬	斜里町
フレペの滝	斜里町
夕陽台	斜里町
神の子池	清里町
かみゆうべつ温泉	湧別町
上湧別チューリップ公園	湧別町
勝山温泉 ゆうゆ	置戸町
鹿の子沢	置戸町
鹿ノ子ダム（おけと湖）	置戸町
森林工芸館	置戸町
おけとパークゴルフ場	置戸町
常呂川源流	置戸町